

各種請求書類等様式集（内国郵便関係）新旧対照表

※下線部分は改正部分

現 行	改 正									
<p>様式2 料金後納承認請求書（内国郵便約款第49条第2項<b>及び第52条第1項</b>関係）</p> <p style="text-align: center;">料金後納承認請求書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>郵便局長 殿</p> <p style="text-align: right;">住所又は居所 請求者 氏 名 ㊟</p> <p>料金後納の承認を受けたいので、請求します。</p> <p>1～5 （略）</p> <p>6 <b>担保の軽減又は免除</b>  <u>次の事由に該当するため、担保の軽減又は免除を申し出ます。</u>            なお、本申出に係る担保の軽減又は免除が取り消されたときは、直ちに所要の担保を提供します。</p> <p><b>(1) 現に後納の承認を受けていない場合</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 別</th> <th style="text-align: center;">事 由</th> <th style="text-align: center;">申 出</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">担保免除</td> <td><u>ア 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法に規定する認可金融商品取引業協会に備える店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行する会社であること。</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>イ 1か月内の後納料金等の概算額が500,000円に満たず、かつ、後納料金等を支払期限までに確実に支払うことができると認められる資料を提示すること。</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>(2) 現に後納の承認を受けている場合</b></p>	区 別	事 由	申 出	担保免除	<u>ア 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法に規定する認可金融商品取引業協会に備える店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行する会社であること。</u>			<u>イ 1か月内の後納料金等の概算額が500,000円に満たず、かつ、後納料金等を支払期限までに確実に支払うことができると認められる資料を提示すること。</u>		<p>様式2 料金後納承認請求書（内国郵便約款第49条第2項関係）</p> <p style="text-align: center;">料金後納承認請求書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>郵便局長 殿</p> <p style="text-align: right;">住所又は居所 請求者 氏 名 ㊟</p> <p>料金後納の承認を受けたいので、請求します。</p> <p>1～5 （略）</p> <p>6 <b>差出予定の郵便物等について</b>  <u>承認後に差し出す郵便物等は、郵便法等の法令に違反した内容の郵便物等ではないことを確認します。郵便法等の法令に違反した内容の郵便物等の差出しが行われたことが判明した場合は、料金後納の取扱いが停止され、又は料金後納の承認が取り消されても異存ありません。</u></p>
区 別	事 由	申 出								
担保免除	<u>ア 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法に規定する認可金融商品取引業協会に備える店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行する会社であること。</u>									
	<u>イ 1か月内の後納料金等の概算額が500,000円に満たず、かつ、後納料金等を支払期限までに確実に支払うことができると認められる資料を提示すること。</u>									

区 別	事 由	申 出
担保軽減	ア 最近1年以上継続して後納料金等を支払期限までに確実に支払っていること。	
担保免除	イ 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法に規定する認可金融商品取引業協会に備える店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行する会社であること。	
	ウ 1か月内の後納料金等の概算額が500,000円に満たず、かつ、最近6か月以上継続して後納料金等を支払期限までに確実に支払っていること。	
	エ 1か月内の後納料金等の概算額が500,000円に満たず、かつ、後納料金等を支払期限までに確実に支払うことができると認められる資料を提示すること。	
	オ 後納料金等を3年以上継続して支払期限までに確実に支払っていること。	
	カ オにより担保の免除を受けた者（法人に限ります。）に属する本店、支店等であって、「担保免除申出書」を提出すること。	

7 (略)

備 考

1～6 (略)

7 担保の軽減又は免除欄には、担保の軽減又は免除を申し出る場合に限り、該当する項目の「申出」欄のいずれかに○印を付けていただきます。ただし、請求者が官公署又は特別の法律をもって設立された法人（内国郵便約款別記3に掲げるものに限ります。）であるときは、記入を要しません。

8～10 (略)

7 (略)

備 考

1～6 (略)

7 ご利用に当たっては、当社が定める担保を提供していただくことがあります。

8～10 (略)

担保免除申出書

年 月 日

郵便局長 殿

住所又は居所

申出人

氏 名 ㊟

申出人は、申出人の属する法人（ ）が、下記の後納の承認に係る料金を3年以上継続して支払期限までに支払ったことにより、現に担保の免除を受けているため、担保の免除を申し出ます。  
 なお、本申出に係る担保の免除又は下記の後納の承認に係る担保の免除の一方が取り消されたときは、他方も取り消されることになることは承知しており、この場合には、それぞれの承認を受けた者が直ちに所要の担保を提供します。

記

1 後納承認を受けている者 住所又は居所  
 氏 名  
 担当者（連絡先）

2 承認郵便局名

3 承認番号

4 後納の種類

郵便局使用欄

1 後納承認年月日 年 月 日

2 担保免除年月日 年 月 日

3 後納承認を受けているお客様への説明・確認  
 お客様氏名／説明年月日 お客様氏名  
 年 月 日

4 確認者（担当郵便局・役職・氏名） 郵便局 課  
 （役職・氏名） ㊟

備考

1 申出人欄には、署名し、又は記名押印していただきます。

2 「申出人の属する法人（ ）」の（ ）内には、申出人が属する法人内で、後納承認を受け、かつ、担保免除を受けている部署名等を記入していただきます。ただし、その法人自らが後納承認を受け、かつ、担保免除を受けている場合は、記入は要しません。

3 記1から4については、次により記入していただきます。

(1) 記1の「担当者（連絡先）」については、後納承認を受け、かつ、担保免除を受けている部署において、その後納に係る郵便料金等の支払等を担当されている方の氏名及び連絡先を記入していただきます。また、申出人が属する法人自らが後納承認を受け、かつ、担保免除を受けている場合も、その後納に係る郵便料金等の支払等を担当されている方の氏名及び連絡先を記入していただきます。

(2) 「承認郵便局名」及び「承認番号」については、記1に記入した者が現に後納を受けている郵便局名及びその郵便局において定めたその者の後納に係る承認番号を記入していただきます。

(3) 「後納の種類」については、「料金後納」「料金受取人払」等、記1に記入した者が現に後納の承認を受けているものを記入していただきます。

4 この用紙は、日本工業規格A4とします。

5 この申出書に、登記簿謄本その他の申出人が属する法人が法人であることを証明することができる書類を添付していただきます。

様式4 後納郵便物等差出票 (内国郵便約款第53条第1項関係)

後納郵便物等差出票

差出人氏名 \_\_\_\_\_ ㊟  
お客様番号 □□□□□□□□□□-□□□□□□  
□□□□□□□□□□-□□□□□□

日 付 印  
(表略)

備考  
1～7 (略)

様式4 後納郵便物等差出票 (内国郵便約款第53条第1項関係)

後納郵便物等差出票

差出人氏名 \_\_\_\_\_ ㊟  
お客様番号 □□□□□□□□□□-□□□□□□  
□□□□□□□□□□-□□□□□□

**次のとおり、後納郵便物等を差し出します。**  
**なお、この郵便物等は、郵便法等の法令に違反した内容の郵便物等ではないことを確約しま**  
**す。**

日 付 印  
(表略)

備考  
1～7 (略)

後納郵便物等差出票（他局差出し）

差出人氏名 \_\_\_\_\_ ㊞

支店等の名称 \_\_\_\_\_ ㊞

後納承認局名 \_\_\_\_\_

お客様番号 □□□□□□□□□□-□□□□□□  
□□□□□□□□□□-□□□□□□



(表略)

備考  
1～7 (略)

後納郵便物等差出票（他局差出し）

差出人氏名 \_\_\_\_\_ ㊞

支店等の名称 \_\_\_\_\_ ㊞

後納承認局名 \_\_\_\_\_

お客様番号 □□□□□□□□□□-□□□□□□  
□□□□□□□□□□-□□□□□□



(表略)

備考  
1～7 (略)

**次のとおり、後納郵便物等を差し出します。**  
**なお、この郵便物等は、郵便法等の法令に違反した内容の郵便物等ではないことを確約します。**

計器別納取扱承認請求書

年 月 日

郵便局長 殿

住所又は居所

請求者

氏 名 ㊟

計器別納取扱承認を受けたいので、請求します。

1～7 (略)

**8 担保の軽減又は免除**

次の事由に該当するため、担保の軽減又は免除を申し出ます。

なお、本申出に係る担保の軽減又は免除が取り消されたときは、直ちに所要の担保を提供します。

**(1) 現に後納の承認を受けていない場合**

区 別	事 由	申 出
担保免除	<u>ア 金融商品取引法（昭和 2 3 年法律第 2 5 号）に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法に規定する認可金融商品取引業協会に備える店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行する会社であること。</u>	
	<u>イ 1 か月内の後納料金等の概算額が 5 0 0, 0 0 0 円に満たず、かつ、後納料金等を支払期限までに確実に支払うことができると認められる資料を提示すること。</u>	

**(2) 現に後納の承認を受けている場合**

計器別納取扱承認請求書

年 月 日

郵便局長 殿

住所又は居所

請求者

氏 名 ㊟

計器別納取扱承認を受けたいので、請求します。

1～7 (略)

区 別	事 由	申 出
担保軽減	ア 最近1年以上継続して後納料金等を支払期限までに確実に支払っていること。	
担保免除	イ 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法に規定する認可金融商品取引業協会に備える店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行する会社であること。	
	ウ 1か月内の後納料金等の概算額が500,000円に満たず、かつ、最近6か月以上継続して後納料金等を支払期限までに確実に支払っていること。	
	エ 1か月内の後納料金等の概算額が500,000円に満たず、かつ、後納料金等を支払期限までに確実に支払うことができると認められる資料を提示すること。	
	オ 後納料金等を3年以上継続して支払期限までに確実に支払っていること。	
	カ オにより担保の免除を受けた者(法人に限ります。)に属する本店、支店等であって、「担保免除申出書」を提出すること。	

9 連絡先  
(1)～(3) (略)

備 考

1～7 (略)

8 担保の軽減又は免除欄には、郵便料金等の支払方法を後納とする場合であって、担保の軽減又は免除を申し出るときに限り、該当する項目の「申出」欄のいずれかに○印を付けていただきます。ただし、請求者が官公署又は特別の法律をもって設立された法人(内国郵便約款別記3に掲げるものに限ります。)であるときは、記入を要しません。

9～11 (略)

8 連絡先  
(1)～(3) (略)

備 考

1～7 (略)

8 ご利用に当たっては、当社が定める担保を提供していただくことがあります。

9～11 (略)

様式 13 複数の料金計器を所持する者の計器別納取扱承認請求書（内国郵便約款第 5 4 条第 2 項及び第 5 6 条第 2 項関係）

複数の料金計器を所持する者の計器別納取扱承認請求書

年 月 日

郵便局長 殿

住所又は居所  
請求者  
氏 名 ㊟

複数の料金計器の計器別納取扱承認を受けたいので、別紙の書類を添えて、請求します。

1～6 (略)

**7 担保の軽減又は免除**

次の事由に該当するため、担保の軽減又は免除を申し出ます。

なお、本申出に係る担保の軽減又は免除が取り消されたときは、直ちに所要の担保を提供します。

**(1) 現に後納の承認を受けていない場合**

区 別	事 由	申 出
担保免除	<u>ア 金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法に規定する認可金融商品取引業協会に備える店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行する会社であること。</u>	
	<u>イ 1 か月内の後納料金等の概算額が 500,000 円に満たず、かつ、後納料金等を支払期限までに確実に支払うことができる」と認められる資料を提示すること。</u>	

**(2) 現に後納の承認を受けている場合**

様式 13 複数の料金計器を所持する者の計器別納取扱承認請求書（内国郵便約款第 5 4 条第 2 項関係）

複数の料金計器を所持する者の計器別納取扱承認請求書

年 月 日

郵便局長 殿

住所又は居所  
請求者  
氏 名 ㊟

複数の料金計器の計器別納取扱承認を受けたいので、別紙の書類を添えて、請求します。

1～6 (略)

区 別	事 由	申 出
担保軽減	ア 最近1年以上継続して後納料金等を支払期限までに確実に支払っていること。	
担保免除	イ 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法に規定する認可金融商品取引業協会に備える店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行する会社であること。	
	ウ 1か月内の後納料金等の概算額が500,000円に満たず、かつ、最近6か月以上継続して後納料金等を支払期限までに確実に支払っていること。	
	エ 1か月内の後納料金等の概算額が500,000円に満たず、かつ、後納料金等を支払期限までに確実に支払うことができると認められる資料を提示すること。	
	オ 後納料金等を3年以上継続して支払期限までに確実に支払っていること。	
	カ オにより担保の免除を受けた者（法人に限ります。）に属する本店、支店等であって、「担保免除申出書」を提出すること。	

8 連絡先  
(1)～(3) (略)

備 考

1～6 (略)

7 担保の軽減又は免除欄には、担保の軽減又は免除を申し出る場合に限り、該当する項目の「申出」欄のいずれかに○印を付けていただきます。ただし、請求者が官公署又は特別の法律をもって設立された法人（内国郵便約款別記3に掲げるものに限ります。）であるときは、記入を要しません。

8～12 (略)

7 連絡先  
(1)～(3) (略)

備 考

1～6 (略)

7 ご利用に当たっては、当社が定める担保を提供していただくことがあります。

8～12 (略)

様式 1 3 複数の料金計器を所持する者の計器別納取扱承認請求書・別紙（内国郵便約款第 5 4 条第 2 項 及び第 5 6 条第 2 項 関係）  
（略）

様式 1 3 複数の料金計器を所持する者の計器別納取扱承認請求書・別紙（内国郵便約款第 5 4 条第 2 項関係）  
（略）

計器別納特例承認請求書

年 月 日

郵便局長 殿

住所又は居所  
請求者  
氏 名 ㊟

計器別納特例承認を受けたいので、別紙の書類を添えて、請求します。

1～6 (略)

**7 担保の軽減又は免除**

次の事由に該当するため、担保の軽減又は免除を申し出ます。

なお、本申出に係る担保の軽減又は免除が取り消されたときは、直ちに所要の担保を提供します。

**(1) 現に後納の承認を受けていない場合**

区 別	事 由	申 出
担保免除	<u>ア 金融商品取引法（昭和 2 3 年法律第 2 5 号）に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法に規定する認可金融商品取引業協会に備える店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行する会社であること。</u>	
	<u>イ 1 か月内の後納料金等の概算額が 5 0 0, 0 0 0 円に満たず、かつ、後納料金等を支払期限までに確実に支払うことができると認められる資料を提示すること。</u>	

**(2) 現に後納の承認を受けている場合**

計器別納特例承認請求書

年 月 日

郵便局長 殿

住所又は居所  
請求者  
氏 名 ㊟

計器別納特例承認を受けたいので、別紙の書類を添えて、請求します。

1～6 (略)

区 別	事 由	申 出
担保軽減	ア 最近1年以上継続して後納料金を支払期限までに確実に支払っていること。	
担保免除	イ 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法に規定する認可金融商品取引業協会に備える店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行する会社であること。	
	ウ 1か月内の後納料金等の概算額が500,000円に満たず、かつ、最近6か月以上継続して後納料金を支払期限までに確実に支払っていること。	
	エ 1か月内の後納料金等の概算額が500,000円に満たず、かつ、後納料金を支払期限までに確実に支払うことができると認められる資料を提示すること。	
	オ 後納料金を3年以上継続して支払期限までに確実に支払っていること。	
	カ オにより担保の免除を受けた者（法人に限ります。）に属する本店、支店等であって、「担保免除申出書」を提出すること。	

8 連絡先  
(1)～(3) (略)

備 考

1～5 (略)

6 担保の軽減又は免除欄には、担保の軽減又は免除を申し出る場合に限り、該当する項目の「申出」欄のいずれかに○印を付けていただきます。ただし、請求者が官公署又は特別の法律をもって設立された法人（内国郵便約款別記3に掲げるものに限ります。）であるときは、記入を要しません。

7～12 (略)

7 連絡先  
(1)～(3) (略)

備 考

1～5 (略)

6 ご利用に当たっては、当社が定める担保を提供していただくことがあります。

7～12 (略)

様式 1 5 計器別納特例承認請求書・別紙 (内国郵便約款第 5 4 条第 2 項**及び第 5 6 条第 2 項**関係)  
(略)

様式 1 5 計器別納特例承認請求書・別紙 (内国郵便約款第 5 4 条第 2 項関係)  
(略)

料金受取人払承認請求書

年 月 日

郵便局長 殿

住所又は居所

請求者

氏 名 ㊟

料金受取人払の承認を受けたいので、見本を添えて、請求します。

1～9 (略)

**10 担保の軽減又は免除**

次の事由に該当するため、担保の軽減又は免除を申し出ます。

なお、本申出に係る担保の軽減又は免除が取り消されたときは、直ちに所要の担保を提供します。

**(1) 現に後納の承認を受けていない場合**

区 別	事 由	申 出
担保免除	<u>ア 金融商品取引法（昭和 2 3 年法律第 2 5 号）に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法に規定する認可金融商品取引業協会に備える店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行する会社であること。</u>	
	<u>イ 1 か月内の後納料金等の概算額が 5 0 0, 0 0 0 円に満たず、かつ、後納料金等を支払期限までに確実に支払うことができると認められる資料を提示すること。</u>	

**(2) 現に後納の承認を受けている場合**

料金受取人払承認請求書

年 月 日

郵便局長 殿

住所又は居所

請求者

氏 名 ㊟

料金受取人払の承認を受けたいので、見本を添えて、請求します。

1～9 (略)

区 別	事 由	申 出
担保軽減	ア 最近1年以上継続して後納料金等を支払期限までに確実に支払っていること。	
担保免除	イ 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法に規定する認可金融商品取引業協会に備える店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行する会社であること。	
	ウ 1か月内の後納料金等の概算額が500,000円に満たず、かつ、最近6か月以上継続して後納料金等を支払期限までに確実に支払っていること。	
	エ 1か月内の後納料金等の概算額が500,000円に満たず、かつ、後納料金等を支払期限までに確実に支払うことができると認められる資料を提示すること。	
	オ 後納料金等を3年以上継続して支払期限までに確実に支払っていること。	
	カ オにより担保の免除を受けた者（法人に限ります。）に属する本店、支店等であって、「担保免除申出書」を提出すること。	

**11** 連絡先

(1)～(3) (略)

備 考

1～4 (略)

5 担保の軽減又は免除欄には、料金等の支払方法を後納とする場合であって、担保の軽減又は免除を申し出るときに限り、該当する項目の「申出」欄のいずれかに○印を付けていただきます。ただし、請求者が官公署又は特別の法律をもって設立された法人（内国郵便約款別記3に掲げるものに限り。）であるときは、記入を要しません。

6～9 (略)

**10** 連絡先

(1)～(3) (略)

備 考

1～4 (略)

5 ご利用に当たっては、当社が定める担保を提供していただくことがあります。

6～9 (略)